株主各位

兵庫県姫路市飾西38番地1フジプレアム株式会社代表取締役社長松本倫長

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を踏まえまして、本年は、 株主の皆様の感染リスクを避けるため、書面による議決権行使をご推奨申し上げ ます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使 書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和2年6月25日(木曜日)午後 5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1**. **日 時** 令和 2 年 6 月 26 日 (金曜日) 午前 10時 (受付開始:午前 9 時)
- 2. 場 所 兵庫県姫路市飾西38番地1

当社 本社ビル4階 大会議室

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

- 3. 目的事項 報告事項
- 1. 第38期 (平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第38期 (平成31年4月1日から令和2年3月31日まで) 計算書 類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役4名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 取締役(社外取締役を除く。) に対する譲渡制限付株式の付与に 関する報酬額等及び内容の決定の件

人 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご了承ください。

当社ウェブサイトのアドレスは、http://www.fujipream.co.jp/であります。

新型コロナウイルス感染症の予防及び拡散防止への対応について

当株主総会では、新型コロナウイルス感染症の予防及び拡散防止のため、以下の対応をさせていただきます。

〈当社の対応について〉

- ・当社役員及び運営スタッフはマスク着用で対応させていただきます。
- ・会場内にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・ご希望の方に対し、1人1枚に限りマスクをお渡しいたします。

〈株主の皆様へのお願い〉

- ・ご来場を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。
- ・ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、特段のご留意をお願いいたします。
- ・ご来場の株主様におかれましては、マスクを着用いただく等の咳エチケットへのご配慮をお願いいたします。
- ・ご来場の株主様には会場入口にてアルコール消毒液のご使用にご協力いただきますとともに、体調不良と見受けられる方には入場をお断りする場合がございます。
- ・座席の間隔を広く設ける必要があるため、例年より座席数が少なくなる可能性 がございます。何卒ご理解、ご容赦の程お願い申し上げます。

なお、今後の状況変化によっては上記の内容を更新いたしますので、当社ウェブサイトにてご確認をいただければ幸いに存じます。

当社ウェブサイト http://www.fujipream.co.jp/

(提供書面)

事 業 報 告

(平成31年4月1日から) 令和2年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、国内での雇用情勢の回復基調が続いておりましたが、令和元年10月1日より施行の消費税増税の影響により、実質GDP成長率は大幅に鈍化いたしました。更に、令和2年に入ってからの新型コロナウイルスの感染拡大により、国内外の経済活動が急速に冷え込む等、景気の先行きは急速に悪化する状況となっております。

このような環境の中、当社グループの主力事業である精密貼合及び高機能複合材部門を取り巻く環境におきましては、中国の電子産業分野の不安定な状況の影響を受けつつも、自動車業界あるいは医療機器業界向け等の、高付加価値マーケットからの引合いが順調に推移しております。一方、環境ビジネス部門におきましては、国内再生可能エネルギー市場における制度変更の影響により、引き続き厳しい市場環境となりました。

この結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高12,170百万円(前連結会計年度比6.4%増)、経常利益362百万円(同16.0%減)を計上いたしました。また、受取解決金300百万円等を特別利益に、投資有価証券評価損57百万円等を特別損失に計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は385百万円(同893.0%増)となりました。

部門別の業績は次のとおりであります。

(イ) 精密貼合及び高機能複合材部門

国内外におけるディスプレイ・タッチパネル市場は、スマートフォン 向け市場の成長率が鈍化する一方で、車載用途市場が堅調に拡大しております。また、大型モニター市場、デジタルサイネージを中心としたパブリックディスプレイ市場も拡大しており、市場全体としては引き続き成長が見込まれます。一方で、テレビ用途を中心とした製品価格の下落が続いていること等、多くの用途で価格競争が激しくなる傾向にあります。このような市場の変化の中、精密貼合技術やメカトロニクス技術を複合的に活用、新規生産設備の導入による生産の高度化を実施することにより、難易度の高い技術を求められる用途製品の開発に取組んでおります。更に、独自の技術を活かした車載関連ビジネス、そして新素材加工事業にも注力、ロボット技術等メカトロニクス技術を応用したファクトリーオートメーションビジネスへの取組みも順調に推移してまいりました。

この結果、精密貼合及び高機能複合材部門の売上高は10,757百万円(前連結会計年度比8.1%増)、営業利益は389百万円(同21.4%増)となりました。

(ロ) 環境ビジネス部門

太陽電池の国内市場は、固定価格買取制度の見直しと買取価格の低下、また、海外生産品による価格競争の激化により、産業用市場の環境が一層厳しさを増しました。また、OEM供給品も生産量の拡大を目指し取組んでまいりましたが、市場環境の悪化の影響を受けております。このような状況下、OEM供給品については製品開発・用途開拓等の開発要素が大きいものに注力、更にメンテナンス市場開拓も推進してまいりました。

この結果、環境ビジネス部門の売上高は1,412百万円(前連結会計年度 比5.1%減)、営業損失49百万円(前連結会計年度は74百万円の営業利 益)となりました。

(部門別売上高)

部	門	売	上	高	構	成	比	前連結会計年度比
精密貼合及び高機能	複合材部門	10,	757百	万円		88.	4%	8.1%
環境ビジネ	ス部門	1,	412			11.	6	△5. 1
合	計	12,	170			100.	0	6. 4

② 設備投資の状況

当社グループは、当連結会計年度におきまして、総額409百万円の設備投資を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

当社グループの当連結会計年度の資金調達は、長期借入金800百万円であります。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位:千円)

Þ	三 分		第35期 (平成29年3月期)	第36期 (平成30年3月期)	第37期 (平成31年3月期)	第38期 (当連結会計年度) (令和2年3月期)
売	上	高	12, 830, 660	10, 282, 701	11, 436, 754	12, 170, 235
経	常利	山 益	705, 620	401, 918	431, 175	362, 362
親会する	社株主(6) 当期和	に帰属 拒利益	35, 344	237, 744	38, 787	385, 168
1株	当たり当期	月純利益	1円24銭	8円32銭	1円36銭	13円48銭
総	資	産	17, 085, 450	14, 586, 059	14, 091, 673	14, 363, 881
純	資	産	8, 601, 758	8, 660, 915	8, 513, 198	8, 673, 141
1 株	当たり純	資産額	295円91銭	297円92銭	293円09銭	298円75銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第37期より適用しており、繰延税金資産は投資 その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、第36期の金額は組替え後の金額で表示しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会	社	名	資	本	金	当議	社に対決 権	対す比	る率	= 7	当	社	と	の	関	係
フォロー	・ウイント	*株式会社		10 百	万円		42.	319	%	役員	の	兼任	£,	製品	Lの)	販売等

(注)フォローウインド株式会社は、令和元年8月19日付で、当社株式12,065,700 株を取得いたしました。これにより同社は、新たに当社の親会社となりま した。

② 親会社との間の取引に関する事項

親会社との間の取引については、当社取締役会において、客観性が高く適切な取引条件であるか等につき確認をしております。

取締役会の判断については、利害関係を有しない取締役によってなされており、社外監査役からも適切な意見を得ながら決定しております。そのため、当社取締役会は、親会社との間の取引は、当社の利害を害さないものと判断しております。

③ 重要な子会社の状況

ſ	会	社	名	資	本	金	当社の出資比率	主要な事業内容
	フジプレ	⁄ 販 売	株式会社	305	百	万円	91.6%	当社製品(太陽電池モジュ ール等)の販売業務、物流 業務等

(注) 当社の連結子会社であった上海不二光学科技有限公司は、令和元年8月20 日に清算結了いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、精密貼合及び高機能複合材関連事業におきましては、コア技術である精密貼合技術(注)とメカトロニクス技術を活用し、ディスプレイ用部材やタッチパネルの製造で、高品質、高効率を追求し、シェアを拡大してまいりました。用途開発にも注力しており、自動車業界向け・医療機器業界向けのシェアも拡大しております。しかし、競争環境の激化や価格の低下から、新しい分野として、新素材加工やLED関連、そしてロボット関連等の付加価値の高いビジネス分野への展開も図っております。また、更に研究開発・技術開発・マーケティング活動を行い、新規ビジネスの開拓、新たな受注の拡大に繋げてまいります。

環境ビジネス関連事業におきましては、変化点を迎えた太陽光発電市場で、収益性を確保するために、高効率モジュールや追尾型太陽光発電システム等の差別化された製品の開発、OEM品等の供給力拡大、競争力のある価格を実現するための施策を実施してまいります。また、環境分野での新たなビジネスチャンスを獲得すべく、市場のニーズに対してトータルで提案できる体制を構築してまいります。

(注) 精密貼合技術

大小様々なサイズの光学機能性フィルム等をミクロレベルの精度で貼り合わせる技術であり、液晶、高精細テレビの部材やタッチパネルの製造に必要とされております。

(5) 主要な事業内容(令和2年3月31日現在)

部	門	事	業	内	容	及	Ţ	製	商	品
精 密 貼 高機能複	合 及 び 合材部門	タッチ/ 行ってお また、	いる 見事 品がれる 一般の こうり 新事業 のチョン 種パ	、す品の技 類ネル語 新得力	パネル技術に対している。	等に 関かし 基板	関する る試作 るりま	製品の対応を対応を	製造・随時行に、プ	れ売 でよい であるを おいま でんり かんだ おいま こうりょう かいま こうしゅう かいま こうしゅう かいま こうしゅう かいま しゅう かいま しゅう かいま しゅう かいま しゅう かいま しゅう かいま しゅう
環境ビジ	ネス部門	ジュール施工・則を表します。	レマニュー 品書 別を宅ミ 種池発	造行やネ 類モ電・のビー 」ジシー・コン	売おのガ ーテひまにス	ばない。 大す。用製 での関連 での での にの にの にの にの にの にの にの にの にの に	光発電 する断 き・施	システ 熱用・	ム等の 飛散隊	易電池モウ設計・ 方止用の 方立て

(6) 主要な営業所及び工場(令和2年3月31日現在)

① フジプレアム株式会社

本社: 兵庫県姫路市姫路工場: 兵庫県姫路市播磨テクノポリス光都工場/研究所: 兵庫県たつの市東京営業本部: 東京都中央区

② フジプレ販売株式会社 : 兵庫県たつの市

(7) 従業員の状況(令和2年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

部	門	従 業	員	数	前連結会計	十年度末	比増減
精密貼合及び高橋	幾能複合材部門	90	(42)	名	2	(41)	名
環境ビジ	ネス部門	51	(22)		2	(4)	
全 社 (共 通)	31	(2)		\triangle 1	(1)	
合	計	172	(66)		3	(46)	

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は() 内に年間の平均人 員を外数で記載しております。
 - 2. 全社(共通)は、特定の事業部門に区分できない研究開発室、営業本部及び管理部等に所属している従業員数を記載しております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
148 (63) 名	△6 (45) 名	36.3歳	10.2年

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 - 2. 社外へ出向中の従業員1名は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況(令和2年3月31日現在)

借	入	先	借入金残高
株式会社	土 山 陰 合	同 銀 行	1,756百万円
株式会社	: 三菱 U F	` J 銀 行	1, 283

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況(令和2年3月31日現在)

① 発行可能株式総数

105,000,000株

② 発行済株式の総数

29,786,400株

③ 株主数

4,216名

④ 大株主(上位10名)

株	主	名	持	株	数	持	株	比	率
フォロー	ウインド株式	弋会社	12	2, 092, 700	0株		4	12. 31°	%
松	本 倫	長	2	2, 441, 400	C			8.54	
松	本 庄	藏	1	, 854, 000	O			6.48	
東レ	株式会	社	1	1, 560, 000	O			5. 45	
日亜化学	学工業株式	会 社	1	1, 425, 000	O			4. 98	
リンテ	ック株式	会 社		936, 000	O			3. 27	
A G	C 株 式 :	会 社		641,600	O			2. 24	
ジェイア	ンドエム株式	弋会社		475, 500	C			1.66	
松	本 守	雄		277, 400	C			0.97	
津	田 鉄	也		262, 200	C			0.91	

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,211,461株保有しておりますが、上記大株主から は除外しております。
 - 2. 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況(令和2年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松本倫長	フォローウインド株式会社取締役 フジプレ販売株式会社代表取締役
代表取締役専務	名村信彦	生産統括本部長 フォローウインド株式会社取締役 フジプレ販売株式会社代表取締役社長
取 締 役	木村裕史	弁護士
取 締 役	森田晃史	営業本部長
常 勤 監 查 役 監 查 役 監 查 役	牛 尾 哲 之 中 川 康 宏 田 島 宏	税理士

- (注) 1. 取締役 木村裕史氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役 中川康徳、田島宏一の両氏は、社外監査役であります。
 - 3. 当社は、取締役 木村裕史氏及び監査役 中川康徳、田島宏一の両氏 を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に 届け出ております。
 - 4. 監査役 中川康徳氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に 関する相当程度の知見を有しております。
 - 5. 当事業年度末日の翌日以降における取締役の地位及び担当の異動状況は次のとおりであります。

氏	名	旧	役	職	名	新	役	職	名	異動年月日
松本	倫 長	代表〕	取締役	社長			取締役 本部長			令和2年4月1日
名村	信彦		取締役 統括本				取締役 本部县	東務 長兼管	理本	令和2年4月1日
森田	晃 史		役 役員常 本部長				沙 執行役 本部長			令和2年4月1日

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	員 数	報酬等の額
取 締 役	3名	67, 321千円
(うち社外取締役)	(1)	(4, 075)
監 査 役 (うち社外監査役)	2 (1)	4, 651 (1, 500)
合	5	71, 972
(うち社外役員)	(2)	(5, 575)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。
 - 2. 上記には、無報酬の取締役1名及び社外監査役1名は含まれておりません。なお、当事業年度末日現在の会社役員の人数は、取締役4名(うち社外取締役1名)及び監査役3名(うち社外監査役2名)であります。
 - 3. 取締役の報酬限度額は、平成16年6月30日開催の第22回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議いただいております。ただし、従業員分給与は含まれておりません。
 - 4. 監査役の報酬限度額は、平成16年6月30日開催の第22回定時株主総会 において年額40,000千円以内と決議いただいております。

- ③ 社外役員に関する事項
 - (イ)他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係 該当事項はありません。
 - (ロ) 当事業年度における主な活動状況

地		位	氏	2		名	主 な 活 動 状 況
取	締	役	木	村	裕	史	当事業年度開催の取締役会19回すべてに出席しております。弁護士としての独立した立場で、専門的な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。
監	査	役	中	Л	康	徳	当事業年度開催の取締役会19回のうち13回に出席し、当事業年度開催の監査役会15回すべてに出席しております。税理士として培われた専門的な知識・経験を活かし、当社監査体制の強化に取組んでおります。
監	査	役	田	島	宏		当事業年度開催の取締役会19回のうち8回に出席し、当事業年度開催の監査役会15回のうち10回に出席しております。当社の取引先である東レ株式会社で培ってきた経験と見識から、適宜発言を行っております。

(ハ) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

あると築地有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報	酬	等	の	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			12	2, 000	千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額			12	2, 000	千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と 金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておら ず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額に はこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況 及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な 検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を いたしました。
 - ③ 非監査業務の内容 該当事項はありません。
 - ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任 に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その 必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の 会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断し たうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要 該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、 以下のとおりであります。

- ① 当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合 することを確保するための体制
 - ・コンプライアンス委員会・事務局を設置する。
 - ・役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、行動規範・倫理綱領を定め、それを全役職員に周知徹底させる。
 - 管理部長を情報管理責任者とし、情報管理体制を強化する。
 - ・取締役に対するコンプライアンス研修を実施する。
 - 内部監査を実施する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務執行状況を確認できるような情報の保存・管理体制として、 議事録、稟議書、契約書等保存対象書類、保存期間、検索のための分類 方法、保存場所等を「情報取扱規程」に定める。
- ③ 当社及び当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理体制を統括する部署をリスク管理委員会とし、「リスク管理 マニュアル」に定める。
 - ・従業員に対するリスク管理に関する教育・研修を実施する。
 - ・大規模な事故や災害・不祥事が発生した場合の危機対応マニュアルを整備する。
- ④ 当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会としての役割と責任権限を明確化する。
 - ・執行役員制度を導入し、経営体制と執行体制を分離することで、機動的 かつ効率的な事業運営を行う。
 - ・「組織運営規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」により定める。

- ⑤ 当社及び当社グループ会社の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合 することを確保するための体制
 - ・従業員に対するコンプライアンス研修を実施する。入社時には個別教育 を実施する。
 - 内部通報窓口を設置する。
- ⑥ 当社及び当社グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保 するための体制
 - ・当社グループ全体のガバナンス体制構築のため(組織と権限、担当役員と担当部署)の基本方針を策定する。
 - ・子会社のコンプライアンスの周知のため教育や研修を実施する。
 - ・親会社としての子会社管理の基本方針を「子会社管理規程」に定める。
 - ・役員派遣による子会社のガバナンスを強化する。
 - ・子会社の一定の経営上の重要事項に関する事項は、親会社の承認が必要 な体制を整備する。
 - ・業務執行状況・財務状況等を定期的に当社の取締役会に報告する。
 - ・親会社の内部監査室による子会社の監査を実施する。
 - ・危機発生時における親会社への連絡体制を整備する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における 当該従業員に関する事項並びに当該従業員の取締役からの独立性及び当 該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査役会の職務を補助する事務局(監査役室)を独立して設置する。監査役補助スタッフの配置、員数を整備する。
 - ・監査役補助スタッフの人事評価、懲戒処分等に対して監査役の同意を得る。
 - ・ 当該従業員は、監査役補助スタッフ業務に関し、監査役の指揮命令下に おいて優先して従事するものとする。
 - ・「監査役会規程」により定める。

- ® 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・当社及び当社グループ会社の取締役から監査役に報告する体制を構築する。(執行役員会議で決定された重要な事項、内部監査状況、社内不祥事・法令違反、リスク管理に関する重要な事項等)
 - ・従業員から直接監査役に報告する体制を構築する。(内部通報情報、社内処分事例等)
 - ・監査役への報告を行った当社及び当社グループ会社の取締役及び従業員 に対して、不利益な取扱いをすることを禁ずる。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求を したときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役の職務分担を行う。監査役と代表取締役、会計監査人との定期的 な情報交換会を開催する。
 - ・「監査役会規程」により定める。
 - ・内部統制システムが有効的に機能しているか検証する。
- 助務報告の内部統制システムが実効的に行われることを確保するための 体制
 - ・業務プロセスの文書化、リスク分析を行い、その対策を明らかにする。
 - ・内部統制が機能するための組織、職務分担を明確にし、社内規程を整備 する。
 - ・事業活動にかかわる法令その他の規範の遵守を促進するため、法令遵守 体制を整備する。
 - ・計算書類及び計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性 を確保する。
 - ・資産の取得、使用及び処分が正当な手続き及び承認の下に行われるよう、 資産の保全を図る。
 - ・財務を担当する部署に会計・財務に関する十分な専門性を有する者を配置する。

なお、反社会的勢力排除に向けた取組みは、以下のとおりであります。

① 基本的な考え方

・反社会的勢力の排除は企業の社会的責任とともに企業防衛の観点からも 必須のことであり、反社会的勢力からの不当要求等には決して応じない。

② 整備状況

- 「行動規範」に反社会的勢力排除を定め、社内に徹底を図っている。
- ・「リスク管理マニュアル」の中で、反社会的勢力からの不当要求等をリスクと捉え、当該団体等からの不当要求等に対処するようにしている。
- ・反社会的勢力の排除に向け、他企業との情報共有化及び警察との協調関係構築のため、「企業防衛対策協議会」に参加し、地域企業及び県警本部と交流、情報交換を図っている。
- ・反社会的勢力からの不当要求等に対し、総務部が窓口となり、経営トップをはじめ組織全体で事態に対処することとしている。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社及び当社グループ会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部統制委員、監査役及び会計監査人とで継続的に確認し、改善、強化に取組みました。

② コンプライアンス

当社は、当社及び当社グループ会社の役職員に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

③ リスク管理

当社は、リスク管理マニュアルに基づき、リスク管理委員会を定期的に 開催し、当社及び当社グループ会社における重点管理リスクへの対応状況、 リスク管理体制の運用状況の確認を行っております。

④ 取締役の職務執行

「組織運営規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」により、職務の執行が迅速かつ効率的に行われるよう努めております。

また、取締役会を19回開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営 上重要な事項の決議を行いました。

執行役員制度を導入し、経営体制と執行体制を分離して、機動的かつ効率的な事業運営を行っております。

⑤ 監査役

監査役は、取締役会に出席するとともに、経営会議及びその他重要な会議にも出席しております。更に、取締役等から業務執行の状況について直接聴取し、内部統制の整備、運用状況について確認しております。

また、会計監査人、内部統制に係る組織と必要に応じて情報交換を実施することで当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

専任の補助スタッフを監査役会の直轄下に設置し、執行部門の組織から 分離させております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

資 産 の	部	負 債 の 部
科目	金 額	科 目 金 額
流動資産	6, 516, 080	流 動 負 債 3,583,112
現金及び預金	3, 546, 381	支払手形及び買掛金 977,002
受取手形及び売掛金	1, 850, 303	短 期 借 入 金 1,830,000
商品及び製品	154, 395	1年内返済予定の長期借入金 460,044
仕 掛 品	585, 059	リ ー ス 債 務 1,384
原材料及び貯蔵品	363, 889	未 払 金 20,884
その他	16, 052	未 払 法 人 税 等 150,614
固定資産	7, 847, 801	未 払 消 費 税 等 38,128
	7, 342, 966	賞 与 引 当 金 12,442
		その他 92,612
建物及び構築物	1, 626, 002	固 定 負 債 2,107,627
機械装置及び運搬具	364, 144	長期借入金 2,071,536
土 地	2, 521, 563	リース債務 3,577
リース資産	41, 431	その他 32,513
建設仮勘定	2, 766, 863	負 債 合 計 5,690,740
そ の 他	22, 962	純 資 産 の 部
無形固定資産	3, 385	株 主 資 本 8,548,053
投資その他の資産	501, 448	資 本 金 2,000,007
投資有価証券	137, 397	資 本 剰 余 金 2,440,803
	,	利 益 剰 余 金 4,971,132
退職給付に係る資産	49, 123	自 己 株 式 △863,890
差入保証金	24, 125	その他の包括利益累計額 △11,203
繰 延 税 金 資 産	126, 628	その他有価証券評価差額金 △11,203
そ の 他	171, 157	非支配株主持分 136, 291
貸 倒 引 当 金	△6, 984	純 資 産 合 計 8,673,141
資 産 合 計	14, 363, 881	負債・純資産合計 14,363,881

連結損益計算書

(平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで)

		科					目			金	額
売			上			Ę	5				12, 170, 235
売		上		原		個	<u> </u>				10, 973, 190
	売		上		総		利		益		1, 197, 044
販	売 鄧	豊 及	び -	- 般	管	理費	ŧ				851, 907
	営		į	業		利			益		345, 136
営		業	外		収	益	ž				
	受	取	利	息	及	$\mathcal{O}_{\mathcal{C}}$	配	当	金	13, 731	
	助		成		金		収		入	14	
	固	定	j	資	産	賃		貸	料	1, 138	
	そ				0)				他	15, 267	30, 151
営		業	外		費	Я	1				
	支		‡	7		利			息	8, 063	
	為		1	替		差			損	4, 328	
	そ				0				他	533	12, 924
	経		ď	常		利			益		362, 362
特		別		利		益	Ē				
	古	定	-	資	産	売		却	益	1,083	
	受		取		解		決		金	300, 000	
	関	係	1	会	社	清		算	益	27, 590	328, 673
特		別		損		#					
	投	資	有	価	証	券	評	価	損	57, 469	
	ゴ	ル	フ	会	員	権	評	価	損	11, 350	
	製	i.	111111111111111111111111111111111111111	補		償	蒦	ŧ	用	33, 582	
	そ				の				他	10,000	112, 402
税	金		調・	_ "			純		益		578, 633
法		税、	住	民		及て			税	144, 329	
法	,	人	税	<u></u>		調		整	額	50, 962	195, 291
当										383, 342	
	非支配株主に帰属する当期純損失(△)									△1,826	
親	会 社	上 株 🗄	È IC	帰原	属す	る当	期	純利	益		385, 168

連結株主資本等変動計算書

(平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで)

					(1 === 1 1 1 1		
		株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当連結会計年度期首残高	2, 000, 007	2, 440, 803	4, 757, 413	△863, 890	8, 334, 333		
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当			△171, 449		△171, 449		
親会社株主に帰属する 当期純利益			385, 168		385, 168		
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)							
当連結会計年度変動額合計	-	_	213, 719	_	213, 719		
当連結会計年度末残高	2, 000, 007	2, 440, 803	4, 971, 132	△863, 890	8, 548, 053		

	7(の他の包括利益累割	十額			
	その他有価証券評価 差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	非支配株主持分	純資産合計	
当連結会計年度期首残高	18, 395	22, 350	40, 745	138, 118	8, 513, 198	
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当					△171, 449	
親会社株主に帰属する 当期純利益					385, 168	
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)	△29, 599	△22, 350	△51, 949	△1,826	△53, 776	
当連結会計年度変動額合計	△29, 599	△22, 350	△51, 949	△1,826	159, 942	
当連結会計年度末残高	△11, 203	_	△11, 203	136, 291	8, 673, 141	

連結注記表

- 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
 - (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数

1 社

主要な連結子会社の名称

フジプレ販売株式会社

・ 連結の範囲の変更

上海不二光学科技有限公司は、令和元年8月20日に清 算結了したため連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

主要な会社等の名称

北九州TEK&FP合同会社

・持分法を適用しない理由

同社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金 (持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ 重要性がないため持分法の適用範囲から除外しており ます。

- (3) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - (イ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価 差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、 移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(ロ) たな卸資産

商品及び製品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については

収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

仕掛品

受注生産品:個別法による原価法(貸借対照表価額に ついては収益性の低下に基づく簿価切下 げの方法)

標準生産品:総平均法による原価法(貸借対照表価額 については収益性の低下に基づく簿価切

下げの方法)

原材料

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については

収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の

貯蔵品 低下に基づく簿価切下げの方法)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法(ただし、平成10年 4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並 びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備及び 構築物については、定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 3~45年 機械装置及び運搬具 2~17年 (口)無形固定資産

(リース資産を除く)

社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を 自社利用のソフトウエア 採用しております。

その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・ リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額 リース取引に係るリース資産 法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につ いては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権 については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込 額を計上しております。

(口) 當与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支 給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上してお ります。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

(イ) 重要なヘッジ会計の方法 特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、 特例処理を採用しております。

> また、一体処理(特例処理・振当処理)の要件を満た す金利通貨スワップについては、一体処理を採用して おります。

(ロ) 退職給付に係る負債又は資産 小規模企業等における簡便法の採用

並びに退職給付費用の処理方法 当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職 給付費用の計算に、直近の年金財政計算上の数理債務 をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適

用しております。

(ハ) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によって おります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

4,957,582千円

(2) 保証債務

連結子会社以外の会社の金融機関からの借入金に対して、以下のとおり債務保証を行っ ております。

北九州TEK&FP合同会社

525,000千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 29,786,400株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

令和元年6月27日開催の第37回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額 171,449千円

・1株当たり配当額 6円

・基準日 平成31年3月31日 ・効力発生日 令和元年6月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度となるもの

令和2年6月26日開催予定の第38回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額 171,449千円

・1株当たり配当額 6円

・基準日・効力発生日・効力発生日・有2年6月29日

4. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預貯金等に限定し、銀行等金融機関からの借入れにより資金調達をしております。主に、借入金の金利変動リスク及び外貨建借入金等の為替変動リスクを回避するためにデリバティブ取引を利用しており、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に従い、 リスク低減を図っております。また、投資有価証券は、主に企業の株式であり、価格変 動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。その一部には、輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されております。借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は金利変動リスクに晒されており、また、外貨建借入金は為替変動リスクに晒されております。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
 - (イ) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権及び長期貸付金について、与信管理規程に従い、信用調査を実施するとともに、取引先毎に期日及び残高を管理しております。なお、当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権については、主に特定の大口顧客に対するものであります。デリバティブ取引の契約先は、いずれも信用度の高い金融機関であるため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないものと認識しております。

- (ロ) 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理
 - 投資有価証券は、定期的に時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。一部の営業債務については、為替変動リスクを抑制するためにデリバティブ取引(為替予約)を利用しております。また、一部の借入金については、金利変動リスク及び為替変動リスクを抑制するためにデリバティブ取引(金利スワップ及び通貨スワップ)を利用しております。なお、デリバティブ取引の実行及び管理は当社グループのリスク管理方針に従い、経理担当部署が行っております。
- (ハ) 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しておりま す
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算 定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	3, 546, 381	3, 546, 381	_
(2) 受取手形及び売掛金	1, 850, 303	1, 850, 303	_
(3) 投資有価証券	134, 867	134, 867	_
資産計	5, 531, 551	5, 531, 551	_
(1) 支払手形及び買掛金	977, 002	977, 002	_
(2) 短期借入金	1, 830, 000	1, 830, 000	_
(3) 長期借入金(※1)	2, 531, 580	2, 530, 986	△593
負債計	5, 338, 582	5, 337, 989	△593
デリバティブ取引(※2) ①ヘッジ会計が適用されていないもの ②ヘッジ会計が適用されている もの	_ 	_ _	_
デリバティブ取引計	_	_	_

- ※1. 長期借入金は1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。
 - 2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示し、正味の債務となる場合は()で表示しております。
- (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 資産
 - (1) 現金及び預金並びに(2) 受取手形及び売掛金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該 帳簿価額によっております。
 - (3) 投資有価証券 これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又 は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金並びに(2) 短期借入金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該 帳簿価額によっております。
- (3) 長期借入金 これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される 利率で割り引いた現在価値により算定しております。 デリバティブ取引

これらの時価は、取引先金融機関より提示された価格等に基づいて処理しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	2, 530

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含まれておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内(千円)
預金	3, 542, 290
受取手形及び売掛金	1, 850, 303
合計	5, 392, 593

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金	460, 044	960, 044	809, 850	160, 008	141, 634	_

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 298円75銭

(2) 1株当たり当期純利益 13円48銭

6. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金 額	科目	金 額
流 動 資 産	4, 675, 451	流動負債	3, 219, 400
現金及び預金	1, 924, 493	支 払 手 形	590, 763
受 取 手 形	408, 298	買掛金	362, 946
売 掛 金	1, 382, 851	短期借入金	1, 500, 000
商品及び製品	2, 084	1年内返済予定の長期借入金	460, 044
仕 掛 品	584, 722	リース債務	1, 384
原材料及び貯蔵品	363, 889	未 払 金	28, 376
未 収 入 金	2, 482	未 払 費 用	51, 431
前 払 費 用	5, 123	未払法人税等	148, 950
その他	1, 504	前 受 金	34, 100
固定資産	8, 002, 815	預り金	3, 883
有形固定資産	7, 320, 788	未 払 消 費 税 等 賞 与 引 当 金	26, 721
建物	1, 589, 046	賞 与 引 当 金 固 定 負 債	10, 799 2, 107, 627
構築物	35, 800	長期借入金	2, 107, 627
機械及び装置	341, 821	リース債務	3, 577
車両運搬具	1, 300	資産除去債務	32, 513
工具器具及び備品	22, 962	負債合計	5, 327, 028
土 地	2, 521, 563		の 部
リース資産	41, 431	株主資本	7, 362, 443
建設仮勘定	2, 766, 863	資 本 金	2, 000, 007
無形固定資産	2, 700, 803	資 本 剰 余 金	2, 440, 803
		資 本 準 備 金	2, 436, 668
	2, 225	その他資本剰余金	4, 135
その他の次章	263	利 益 剰 余 金	3, 785, 522
投資その他の資産	679, 537	その他利益剰余金	3, 785, 522
投資有価証券	394, 153	別途積立金	3, 000, 000
関係会社出資金	120, 000	繰越利益剰余金	785, 522
繰延税金資産	53, 070	自己株式	△863, 890
差入保証金	23, 244	評価・換算差額等	△11, 203
そ の 他	96, 053	その他有価証券評価差額金	△11, 203
貸 倒 引 当 金	△6, 984	純 資 産 合 計	7, 351, 239
資 産 合 計	12, 678, 267	負債・純資産合計	12, 678, 267

損益計算書

(平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで)

	科		目		金	額
売	上		高			11, 719, 438
売	上	原	価			10, 608, 397
	売 上	総	利	益		1, 111, 041
販	売費及び-	- 般 管	理 費			784, 479
	営	業	利	益		326, 561
営	業外	収	益			
	受 取 利	息 及	び 配 当	金	12, 045	
	固定	資 産	賃 貸	料	5, 938	
	そ	Ø		他	21, 258	39, 242
営	業外	費	用			
	支	7	利	息	7, 438	
	そ	Ø		他	4, 858	12, 296
	経	常	利	益		353, 507
特	別	利	益			
	受 取	解	決	金	300, 000	300, 000
特	別	損	失			
	投 資 有	価 証	券 評 価	損	57, 469	
	ゴルフ	会 員	権評価	損	11, 350	68, 819
税	引 前	当 期	純 利	益		584, 687
法	人税、住	民 税	及び事業	税	141, 409	
法	人 税	等	調整	額	58, 292	199, 702
当	期	純	利	益		384, 985

株主資本等変動計算書

(平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで)

	株主資本						
		資本剰余金			利益剰余金		
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		
					別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	2, 000, 007	2, 436, 668	4, 135	2, 440, 803	3, 000, 000	571, 987	3, 571, 987
当期変動額							
剰余金の配当						△171, 449	△171, 449
当期純利益						384, 985	384, 985
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)							
当期変動額合計	_	-	_	_	_	213, 535	213, 535
当期末残高	2, 000, 007	2, 436, 668	4, 135	2, 440, 803	3, 000, 000	785, 522	3, 785, 522
当期末残高		2, 436, 668		2, 440, 803 奠算差額等	3, 000, 000	785, 522	3, 785, 522
当期末残高					3,000,000	785, 522	3, 785, 522
当期末残高	株主	<u></u> 資本	評価・接	集算差額等 評価・換算差額	<u> </u>	785, 522	3, 785, 522
	株主自己株式	資本株主資本合計	評価・接 その他有価証券 評価差額金	集算差額等 評価・換算差額 等合計	純資産合計	785, 522	3, 785, 522
当期首残高	株主自己株式	資本株主資本合計	評価・接 その他有価証券 評価差額金	集算差額等 評価・換算差額 等合計	純資産合計	785, 522	3, 785, 522
当期首残高 当期変動額 剰余金の配当 当期純利益	株主自己株式	(資本 株主資本合計 7,148,907	評価・接 その他有価証券 評価差額金	集算差額等 評価・換算差額 等合計	純資産合計 7,167,302	785, 522	3, 785, 522
当期首残高 当期変動額 剰余金の配当	株主自己株式	資本 株主資本合計 7,148,907 △171,449	評価・接 その他有価証券 評価差額金	集算差額等 評価・換算差額 等合計	純資産合計 7,167,302 △171,449	785, 522	3, 785, 522
当期首残高 当期変動額 剰余金の配当 当期純利益 株主資本以外の項目の当期	株主自己株式	資本 株主資本合計 7,148,907 △171,449	評価・技 その他有価証券 評価差額金 18,395	及算差額等 評価·換算差額 等合計 18,395	純資産合計 7,167,302 △171,449 384,985	785, 522	3, 785, 522

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券

時価のあるもの

時価のないもの

② たな知資産 商品及び製品

仕掛品

原材料

貯蔵品

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

自社利用のソフトウエア

その他の無形固定資産

③ リース資産

ース取引に係るリース資産 法を採用しております。

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額 は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移 動平均法により算定)

移動平均法による原価法

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益 性の低下に基づく簿価切下げの方法)

受注生産品:個別法による原価法(貸借対照表価額に ついては収益性の低下に基づく簿価切下 げの方法)

標準生産品:総平均法による原価法(貸借対照表価額 については収益性の低下に基づく簿価切 下げの方法)

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については 収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) 最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の

低下に基づく簿価切下げの方法)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降取得した建物 (建物附属設備は除く) 並びに平成28年4月1日以降 取得した建物附属設備及び構築物については、定額 法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 3~45年 機械及び装置

及び車両運搬具

2~17年

社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を 採用しております。

定額法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リ リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権につ

いては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権 については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込

額を計上しております。

② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支

給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しておりま

す。

③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末におけ

る退職給付債務及び年金資産に基づき、計上しており

ます。

(4) その他計算書類作成のための重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法 特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、

特例処理を採用しております。

また、一体処理(特例処理・振当処理)の要件を満た す金利通貨スワップについては、一体処理を採用して

おります。

② 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によって

おります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

4,888,603千円

(2) 保証債務

連結子会社以外の会社の金融機関からの借入金に対して、以下のとおり債務保証を行っております。

北九州TEK&FP合同会社

525,000千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権

3,195千円

② 短期金銭債務

9.590千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 売上高

8,494千円

(2) 仕入高

174千円

(3) 上記以外の営業取引高

46,629千円

(4) 営業取引以外の取引高

4,800千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式

1,211,461株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産

賞与引当金	3,302千円
貸倒引当金	1,780
棚卸資産評価損	16, 675
投資有価証券評価損	17, 574
減損損失	30, 690
事業構造改善費用	28, 715
その他	28, 996
繰延税金資産小計	127, 735
評価性引当額	△60, 396
繰延税金資産合計	67, 339
繰延税金負債	
前払年金費用	△14, 268
繰延税金負債合計	△14, 268
繰延税金資産の純額	53, 070

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金又 は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容 及び金額 (千円)	科目及び 期末残高 (千円)
親会社	フォローウイ ンド株式会社	10, 000 千円	太陽光発電 事業	(被所有) 直接 42.31%	製品の販売等 役員兼任	製品販売等 21,695	売掛金 1,977

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等 製品販売等については、一般の取引条件と同様に決定しております。
- (2) 子会社及び関連会社等

	A LA O MEA						
種類	会社等の名称	資本金又 は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者との関係	取引内容 及び金額 (千円)	科目及び 期末残高 (千円)
連結子会社	フジプレ販売 株式会社	305, 000 千円	販売業	(所有) 直接 91.6%	業務委託 役員兼任	業務の委託 等 48,540	買掛金 9,590
関連会社	北九州TEK &FP合同会 社		太陽光発電事業	(所有) 直接 40.0%	債務保証	債務保証 525,000 保証料の受 取 841	_

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

業務の委託等については、一般の取引条件と同様に決定しております。 当社は、北九州TEK&FP合同会社の金融機関からの借入金に対して債務保証を 行っており、債務保証料については、市場金利等を勘案して決定しております。

(3) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称		事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容 及び金額 (千円)	科目及び 期末残高 (千円)
親会社の 役員並び に役員及 びその近 親者	松本 實藏	_	当社会長	なし	当社会長	会長報酬の 支払 20,180	_

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等 会長報酬については、会長としての経営全般に関する助言等の対価として、協議の 上決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

(2) 1 株当たり当期純利益 13円47銭

8. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

257円26銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和2年5月26日

フジプレアム株式会社

取締役会 御中

あると築地有限責任監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員

公認会計士 曽 川 俊 洋 印

業務執行社員指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 長 井 完 文 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フジプレアム株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フジプレアム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成 することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会 計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示す る責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は 誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において 独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬 により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を 通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施 過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求め られているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和2年5月26日

フジプレアム株式会社

取締役会 御中

あると築地有限責任監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 曽 川 俊 洋 印

業務執行社員 指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 長 井 完 文 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フジプレアム株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成する ことが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責 任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤 謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独 立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬によ り発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与 えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を 通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況 に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要 な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起す ること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類 等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書 日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業と して存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施 過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求め られているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害 関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査役会活動計画等を定め、各監査役から監査の実施 状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行 状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査役会活動計画等に従い、取締役、内部監査室その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業部において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号 ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その 内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について も、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人あると築地有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認め ます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人あると築地有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認め ます。

令和2年5月27日

フジプレアム株式会社 監査役会 常勤監査役 牛 尾 哲 之 印 監 査 役 田 島 宏 一 印 監 査 役 中 川 康 徳 印

(注) 監査役田島宏一及び監査役中川康徳は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社 外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

第38期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類 金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金6円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は171,449,634円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 令和2年6月29日といたします。

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員(4名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。 つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	ふりがな氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数				
1	松本倫 (昭和57年1月7日生)	平成16年 3 月 当社入社 平成16年 4 月 上海不二光学科技有限公司出向副総 経理 平成18年 6 月 当社ファインテック事業部副事業部 長 平成19年 4 月 当社管理本部管理部長 平成19年 6 月 当社取締役 ファインテック事業部長 平成19年 6 月 当社常務取締役 生産本部副本部長兼ファインテック 事業部長兼 I R・広報部長 平成22年 4 月 当社代表取締役 I R・広報部長 平成22年 10 月 当社代表取締役 平成23年 4 月 当社代表取締役 平成23年 4 月 当社代表取締役 平成23年 4 月 当社代表取締役 で成23年 4 月 当社代表取締役 平成27 年 4 月 当社代表取締役 で成23年 4 月 当社代表取締役 で変ま、職の状況)	2, 441, 400株				
	【取締役候補者とした理由】 松本倫長氏は、当社及び当社グループ会社の取締役を長年にわたり務め、平成						
	23年4月からは当社の代表取締役社長に就任し、当社グループの経営を統括する 等、企業経営に関する豊富な知識と経験を有しております。 上記の理由により、取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判 断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。						

候補者番 号	ふりがな氏名(生年月日)		当社における地位、担当	所 有 す る 当社株式の数
2	名 村 信 でき (昭和48年8月15日生)	平成14年11月 平成17年4月 平成17年11月 中 平成18年7月 平成22年4月 平成22年10月 平成22年10月 平成22年6月 平成24年4月 平成24年4月 平成27年4月 平成28年3月 平成28年12月 平成28年12月 平成29年8月 令和2年4月	当社経営管理室社長付係長 当社新規事業部課長兼経営管理室社 長付課長 フジプレアム商事株式会社(現フジ プレ販売株式会社)代表取締役 フジプレ販売株式会社常務取締役 業務促進部門長 司社専務取締役 業務促進部門長兼管理部長 司社代表取締役社長(現任) 当社取締役 当社取締役 営業本部統括営業本部長	7, 700株
		、当社及び当社	グループ会社の取締役を長年にわた 役専務に就任し、事業全般を統括す	
	上記の理由に	より、取締役と	有しております。 しての職務を適切に遂行していただ 任をお願いするものであります。	けるものと判

候補者番 号	ふりがな氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
3	素 材 裕 史 (昭和38年9月5日生)	昭和62年4月 野村證券投資信託委託株式会社 (現 野村アセットマネジメント株 式会社)入社 平成17年7月 木村法律事務所開設(現任) 平成18年7月 当社顧問弁護士 平成21年6月 当社監査役 平成22年4月 フジプレ販売株式会社監査役 平成26年6月 当社取締役(現任)	一株
	木村裕史氏は はありませんが 神を有しており 上記の理由に	補者とした理由】 、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関 、弁護士としての豊富な経験と専門知識並びに高い ます。 より、社外取締役としての職務を適切に遂行してい 続き社外取締役として選任をお願いするものであり。	法令遵守の精 ただけるもの

森 在 克 (昭和46年10月19日	平成24年4月	当社入社 当社執行役員 生産本部副本部長兼ファインテック 事業部長 当社執行役員 生産本部本部長兼ファインテック事 業部長				
		執行役員常務 営業本部東京営業本部長 当社取締役 執行役員常務 営業本部長	3,000株			
森田晃史. 営業に関す に就任して:	【取締役候補者とした理由】 森田晃史氏は、当社の生産部門及び営業部門の責任者を歴任する等、製造及び 営業に関する豊富な経験と実績を有しており、平成27年6月からは当社の取締役 に就任しております。 上記の理由により、取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判					

- (注) 1. 取締役候補者 松本倫長、名村信彦の両氏は、当社の親会社であるフォローウインド株式会社において、現在及び過去5年間に取締役の地位にあります。
 - 2. 取締役候補者 松本倫長、名村信彦の両氏は、フジプレ販売株式会社の代表取締役を兼務しており、当社は同社との間に業務委託等の取引関係があります。他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 3. 木村裕史氏は、社外取締役候補者であります。
 - 4. 当社は、木村裕史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 5. 木村裕史氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
 - 6. 木村裕史氏は、過去において当社及び当社の子会社であるフジプレ販売株式会社 の監査役でありました。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 牛尾哲之氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査役 1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者 上田 豊氏は、監査役 牛尾哲之氏の補欠として選任されることになりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任される同監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

かりがな氏 名(生年月日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
うぇ だ *** 上 田 豊 (昭和35年1月2日生)	昭和61年2月 当社入社 平成16年10月 当社メカテック事業部部長 平成19年4月 当社生産技術開発事業本部統括部長兼メカテック事業部長 平成26年2月 当社新規事業部部長兼技術営業部部長 平成28年11月 当社メカトロニクス事業部部長(現任)	14, 400株
	【監査役候補者とした理由】 上田 豊氏は、当社の生産部門の責任者を長年にわたり 当社事業に関する豊富な経験と幅広い見識を有しておりま 上記の理由により、監査役としての職務を適切に遂行し ものと判断し、新たに監査役として選任をお願いするもの	さ。 ていただける

- (注) 1. 上田 豊氏は、新任の監査役候補者であります。
 - 2. 上田 豊氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 取締役(社外取締役を除く。) に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

当社の取締役の報酬額については、平成16年6月30日開催の第22回定時株主総会において、年額200百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)とご承認頂いておりますが、今般、当社の取締役(社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。)に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は取締役会にて決定することといたします。

なお、現在の取締役は4名(うち社外取締役1名)であり、第2号議案が承認 可決されますと、引き続き4名(うち社外取締役1名)となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年10万株以内(ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当を含みます。)又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。)とします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとします(本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」といいます。)。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本株式の割当てを受けた日から30年間(以下「本譲渡制限期間」といいます。)、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が継続して、当社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。ただし、死亡、任期満了又は定年により上記のいずれの地位からも退任又は退職した場合、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、譲渡制限を解除する本株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(3) 無償取得事由

- ① 対象取締役が、本譲渡制限期間の満了日までに、当社の取締役、執行 役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した場合には、死亡、任期満了 又は定年その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合を除き、 当社は本株式の全部を無償で取得する。
- ② その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約 に定めるところによる。

(4)組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

አ	モ

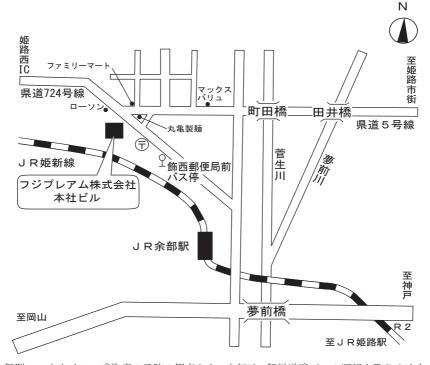
Ŧ		
		±

株主総会会場ご案内図

会場:兵庫県姫路市飾西38番地1

当社 本社ビル4階 大会議室

電話: (079) 266-6161 (代表)



新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、本年は、<u>無料送迎バスの運行を取り止め</u>させていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。 会場へお越しの際け、マスクの着用等の威热予防に十分ご配慮いただいたうえで、下記の

会場へお越しの際は、マスクの着用等の感染予防に十分ご配慮いただいたうえで、下記の 交通機関等をご利用ください。

交 通:(1) JR姫新線「余部駅」より徒歩約20分

(2) JR「姫路駅」、山陽電鉄「山陽姫路駅」下車、

神姫バス「姫路駅(北口)」31、32番線乗車(約20分)、

「飾西郵便局前」下車すぐ(徒歩約1分)

お 願 い:お車でお越しの場合、本社ビル駐車場に限りがございますので、なるべく最寄の交通機関をご利用ください。